

ASAHI NEWS

令和3年2月10日
第131号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 2月の主な予定 ■■■

税務・会計

2月 1日～4月16日令和2年分贈与税の申告

2月17日～4月16日令和2年分所得税の確定申告書

※固定資産税の納期限(第4期)

(納期限は各都道府県の条例で定められております。お住まいの都道府県にお確かめください。)

経営・経済

2月 2日：ユーロ圏GDP速報値発表(EU統計局)

2月 5日：米貿易収支発表(商務省)

2月 5日：景気動向指数速報発表(内閣府)

2月15日：GDP速報値発表(内閣府)

2月17日：貿易統計発表(財務省)

2月19日：全国消費者物価指数発表(総務省)

2月26日：G20財務相・中央銀行総裁会議(テレビ会議)

2月26日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



令和3年 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

令和3年3月1日から改正会社法で株式交付制度が施行されることに合わせ、令和3年度税制改正で、株式対価M&Aを促進するため、買収される会社の株主が譲渡した株式の譲渡損益を繰り延べる措置が創設されます。

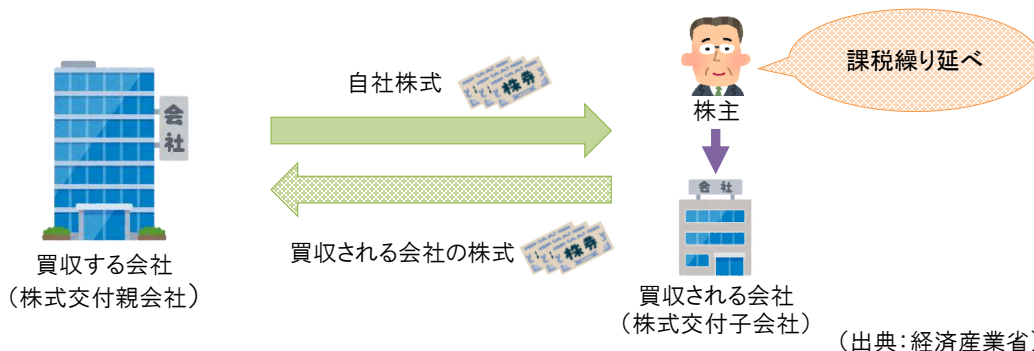
改正の概要

- ① 法人または個人(下記の図の株主)が、会社法の株式交付(※1)により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式等の譲渡損益に対する課税が繰り延べられます。
- ② 対価として交付するのは自社株式と併せて金銭等も一定割合(※2)認められます(※3)。
- ③ 株式交付親会社は、その確定申告書に**株式交付計画書及び株式交付に係る明細書**(株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類)を添付する必要があります(株式交換及び株式移転も同様)。

※1 株式の交付とは、株式会社が他の株式会社を、その子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう(改正会社法第二条第三二号の二)。

※2 譲渡損益の繰り延べは、対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の**株式の価額が80%以上**である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には、株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

※3 外国法人株主の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られる。



今回の改正を受け、類似制度であった「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例」は、廃止されます。この特例は、平成30年度税制改正により、産業競争力強化法に基づいて創設されましたが、今回、株式対価M&Aを促進するための措置が創設されたことにより廃止されることになります。

比較項目	株式対価M&A	特別事業再編
対価の種類	株式交付親会社の自社株式、金銭等(※1)	株式交付親会社の自社株式のみ
課税関係	一定の場合に課税の繰り延べ(※2)	課税の繰り延べ
株式交付親会社の対応	確定申告書に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を添付	特別事業再編計画について所管省庁の認定が必要
その他	・事前認定不要 ・期限の定めなし	令和3年3月31日までの認定をもって廃止

※1 金銭等のみは不可

※2 対価の80%以上が自社株式の場合は課税の繰り延べとなり、それ以外の場合は課税

適用の時期

令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

令和3年2月10日発行

デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制創設！

デジタルトランスフォーメーションとは、デジタル技術を活用した企業変革を意味しています。ウィズ・ポストコロナ時代を見据えDXを進めるために、産業競争力強化法に新たな計画認定制度が創設され、税額控除または特別償却ができるようになります。それがDX投資促進税制です。なお、産業競争力強化法の改正により創設されるため、詳細については改正が待たれるところです。

制度概要

【適用を受けるためには？また適用されるとどうなるの？】

部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除(5%or3%)または特別償却30%が措置されます。



認定要件

適用には下記の通り、「D」「X」の2つの要件があります。

デジタル(D)要件	企業変革(X)要件
① データ連携・共有(他の法人等が有するデータまたは事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得(レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保)	① 全社の意思決定に基づくものであること(取締役会等の決議文書添付等) ② 一定以上の生産性向上などが見込まれること等

【DXの国内外の具体例】

- ポルシェ社(独・製造)は、製造現場でのデータ収集・仮想空間でのシミュレーションを通じて柔軟に生産ラインを調整できるシーメンス社(独・製造)のソフトウェアを利用し、サプライチェーンの変革を行うなど、製造現場のDXを実現。
- 日系大手小売は、IT企業と提携し、ロボット・AIを活用した大型自動物流倉庫パッケージを導入。①品揃えの大幅増、②配送ルート最適化による時間・コストの大幅短縮、③24時間発送対応等、従来の自社店舗・自社ECでは実現し得なかった顧客利便性を実現する「次世代スーパーネット事業」を本格化。

税制措置の内容

投資額の上限は、300億円となっており、300億円を上回る投資については、300億円までが同制度の対象となります。また、投資額の下限は、売上高比0.1%以上となります。

対象設備	税額控除(注)	特別償却
・ソフトウェア ・繰延資産 ※1 ・器具備品 ※2 ・機械装置 ※2	3% 5% ※3	30%

※1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用を言います

※2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限りです

※3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合は、税額控除が5%となります

(注) 税額控除上限は、「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて、当期法人税額の20%までとなります

経済産業省作成「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」より一部抜粋

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行日から令和5年3月31日までの間に、取得等をして国内にある事業の用に供した対象資産に対し適用

この速報版は令和2年12月10日公表の令和3年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定するものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。